（別表）

（別表）

【基本指数と調整指数の合計が同点となった場合の選考基準】　R9年度審査

優先順位	状況
1	ひとり親（死亡・離婚・未婚・拘禁・行方不明・離婚調停中の別居等）の世帯
2	基本指数の高い世帯
3	子ども（18歳未満）の数が多い世帯
4	待機期間が長い
5	父母（養父母）の所得割額の低い世帯
6	保護者の市原市在住期間が長い

【備考】

（同点調整について）

1　基本指数と調整指数の合計が同点の場合は、優先順位１から順に調整をする。優先順位が高い項目で差がついた場合は、そこで調整を終了する。

２「５　父母（養父母）の所得割額の低い世帯」については、父母（養父母）ともに申告を行っている世帯の優先順位のみを決定する。父母（養父母）ともに未申告の場合や父母（養父母）いずれかが未申告の場合は、優先順位はつけずに次の項目で審査する。（申告を行っていない場合、申告を行っている世帯より必ず優先順位が低くなる。）

３「６　保護者の市原市在住期間が長い」については、父母いずれかの審査時点の長い方の期間を適用する。なおいずれか長い方の期間が重複した場合には、もう一方の保護者の在住期間が長い方を適用する。